

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月23日

高知市長 岡崎 誠也 殿

提出者

住 所 高知市本町4丁目1番11号

氏 名 四国電力株式会社 高知支店

執行役員 高知支店長 山崎達成

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	四国電力株式会社 高知支店、高知変電所、下知変電所
事業場の所在地	高知市本町4丁目1番11号、高知市宗安寺字タナダ130、高知市丸池町110-2
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	33：電気業
②事業の規模	当社総販売電力量：30,406百万kWh（平成28年度実績）
③従業員数	464名（平成29年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃PCB等 → 処理業者に委託して、無害化(焼却)処理 → サーマルリサイクル ・ PCB汚染物 → 処理業者に委託して、無害化(焼却)処理 → 金属くず:再生、熔融スラグ等:埋立 ・ 医療廃棄物 → 処理業者に委託して、滅菌減容のうえ埋立

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項									
(管理体制図)									
<pre> graph TD A[社長] --> B[環境委員会] B --> C[高知支店長] B --> D[資材部] B --> E[環境部] C --> F[高知支店総務部 (特別管理産業廃棄物管理責任者)] D --> G[資材部資材S.C. 資材管理ルーム (PCB廃棄物の収集・ 運搬委託)] E --> H[環境部 環境保全グループ (PCB廃棄物の処分委託)] </pre>									
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（平成28年度）実績】								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">特別管理産業廃棄物の種類</th> <th style="width: 25%;">PCB汚染物</th> <th style="width: 25%;">廃PCB等</th> <th style="width: 25%;">感染性産業廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td style="text-align: center;">47.5 t</td> <td style="text-align: center;">6.2 t</td> <td style="text-align: center;">0.00155 t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物	排出量	47.5 t	6.2 t	0.00155 t
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物					
	排出量	47.5 t	6.2 t	0.00155 t					
<p>(これまでに実施した取組) PCB廃棄物に関しては、法に定める期限までに処理する必要がある為、特に実施していない。</p> <p>医療廃棄物に関しては、特に実施していない。</p>									
②計画	【目標】								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">特別管理産業廃棄物の種類</th> <th style="width: 25%;">PCB汚染物</th> <th style="width: 25%;">廃PCB等</th> <th style="width: 25%;">感染性産業廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td style="text-align: center;">17.3 t</td> <td style="text-align: center;">0 t</td> <td style="text-align: center;">0 t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物	排出量	17.3 t	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物					
	排出量	17.3 t	0 t	0 t					
<p>(今後実施する予定の取組) PCB廃棄物に関しては、上記と同様の理由で実施する予定はない。</p> <p>医療廃棄物に関しては、現状維持</p>									
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>他の廃棄物と混在しないよう分別・管理している。</p>								
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>現状の取組を継続する。</p>								

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃P C B等	感染性産業廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃P C B等	感染性産業廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃P C B等	感染性産業廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃P C B等	感染性産業廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB等	感染性産業廃棄物
	全処理委託量	47.5 t	6.2 t	0.00155 t
	優良認定処理業者への処理委託量	47.5 t	6.2 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	46.1 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	6.2 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、特別管理産業廃棄物を処理できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃P C B等	感染性産業廃棄物
	全処理委託量	17.3 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	17.3 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	15.6 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。